

令和8年4月に逗子市立の小学校に入学予定のお子さんの保護者様へ

## \*\*\*\*\* 新入学学用品費の2月支給のお知らせ \*\*\*\*\*

(申請受付期間 令和7年12月1日～令和8年1月9日)

逗子市教育委員会

逗子市では、お子さんを逗子市立小中学校に就学させるにあたり、経済的な理由でお困りの保護者の方に対し、学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を援助する就学援助制度を行っています。

このうち、4月に逗子市立小学校へ入学する新一年生に支給される新入学学用品費について、入学前の2月に早期支給を行います。希望される方は、学校教育課へ申請をしてください。

### 1 援助の対象となる世帯 ※逗子市立小学校へ入学予定のお子さんのいる世帯に限ります。

(1) 次の制度等の措置を受けた世帯

- i 生活保護の停止又は廃止
- ii 世帯員全員の市民税・県民税および森林環境税が非課税
- iii 個人事業税の減免や固定資産税・都市計画税の減免（住居取得による減免は除く）
- iv 国民年金の保険料の全額免除又は国民健康保険の保険料の減免、徴収猶予
- v 児童扶養手当の支給（児童手当とは異なります）
- vi 生活福祉資金の貸付決定

(2) (1)以外の理由で、収入が少なく就学が困難な世帯

認定にあたっては、世帯員全員の収入を基に総合的に判断します。

### 2 申請の手続き

(1) 提出書類

- ① 新入学児童生徒学用品費等早期支給申請書
- ② 委任状・口座振込依頼書
- ③ 申請理由を証明する書類（申請書の裏面をご覧ください）

(2) 提出先 逗子市役所5階 学校教育課（受付時間 8:30～17:15 土日祝日を除く）

※個人情報保護、到着遅延等を防ぐため、郵送での提出はご遠慮ください。

### 3 申請期間

令和7年12月1日（月）～令和8年1月9日（金）

※土日祝日及び12月29日～1月3日を除く

### 4 支給額及び支給時期

支給額 57,060円

支給時期 令和8年2月下旬

## 5 その他

- 私立小学校・国立小学校等逗子市立小学校以外へ入学を予定している方や、新入学（4月）前に市外へ転居を予定している方は、申請をお控えください。
- 今回の「新入学学用品費」の支給を受けた方でも、「令和8年度就学援助制度」を希望する場合には、あらためて申請していただく必要があります。
- 「新入学学用品費」の審査で用いる基準は「令和7年度就学援助制度」の基準となります。「令和8年度就学援助制度」では、審査結果及び支給額が変わる場合があります。
- 今回の申請が間に合わない場合でも、4月からの「令和8年度就学援助制度」で申請が認定された場合には、8月に「新入学学用品費」が支給されます。
- 2月の「新入学学用品費」の支給を受けた方には、8月の「新入学学用品費」は支給されません。
- 逗子市教育委員会就学援助費支給要綱第7条（返還）により、就学援助費をその目的以外に使用した場合等、支給した援助費の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。

## 6 提出書類の注意

「申請書」の「申請者」欄について
◆今後当課から発する書類については、特段のお申込みがない限り、 <u>今回申請をいただいた保護者様宛に送付いたしますので、お間違えのないようご記入ください。</u>
「申請書」の「世帯の状況」欄について
◆逗子市の就学援助制度では、 <u>同居している方全員を世帯員とします</u> 「世帯の状況」欄には、住民票上別世帯であっても、同居している方全員を記入してください。 ◆主な生計維持者が単身赴任等で別居している場合も世帯員となりますので記入してください。
証明書類の添付について
◆証明書類は、 <u>収入のあるすべての世帯員</u> について添付してください。 ただし、二世帯同居等で公共料金の支払いが別の場合は独立した世帯として扱いますので、証明書類は該当するお子さんの世帯分のみ添付し、証明書類として <u>各世帯の同月の公共料金（ガス代、電気代等）支払領収書の写しを添付してください。</u> ◆主な生計維持者が単身赴任等で別居している場合は、その方の証明書類も添付してください。

## 7 問い合わせ先

\*\*\*\*\*

逗子市教育委員会 学校教育課（逗子市役所5F）

逗子市逗子5-2-16 TEL 046-873-1111 内線517  
Fax 046-872-3115

\*\*\*\*\*